

1 農地中間管理事業

〔基本方針〕

農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速し地域の農地が適切に利用されなく懸念があるため国では、令和4年度に農業経営基盤強化促進法等を改正し、人・農地プランを「地域計画」として法定化し、農地の将来像を目標地図として明確化した上で農地バンクを活用した集約化等を進めて行くこととされたところである。

新潟県農地中間管理機構としては、国の施策を踏まえ、まずは、県や関係機関と連携して地域計画の策定を推進するとともに、法改正に伴う新たな手続への円滑な移行を進めながら、担い手への農地の集約化等を促進する。

〔重点推進事項〕

- 1 業務委託機関との一体的な活動展開
- 2 関連事業実施機関等との連携強化
- 3 機構事業の周知と担い手団体との連携強化
- 4 円滑な業務推進

〔事業計画〕

- 1 業務委託機関との一体的な活動展開
 - 農用地利用集積計画一括方式や農用地利用集積等促進計画による新たな手続への円滑な移行を進めるため、業務委託機関担当者を対象とした早期の研修会開催や業務委託機関との意見交換をきめ細やかに行情報を共有し、実務面での支援を実施する。
 - 農地利用集積円滑化事業や中間管理事業の契約更新が始まっていることに併せ、貸借手続が2年後に「農用地利用集積等促進計画」に統合されるため、市町村毎の状況をよく把握した上で、農用地利用集積等促進計画認可権限の県から市町村への委譲など、十分な協議を行った上で、統一されて効率的な契約更新や手続の統合を進める。
- 2 関連事業実施機関等との連携強化
 - 農地中間管理事業は、法改正に伴ってより一層市町村や農業委員会と連携した取組が求められるため、県の進める「地域計画」策定の取組と連携を図りながら、地域計画の実現に資する取組を推進する。
 - 「地域計画」の推進とその実現には、農業会議や土地改良事業団体連合会、農業協同組合中央会、農業委員会、土地改良区、JA等関連事業実施機関との連携が重要なことから、会議・研修会への参加を通じて情報提供や意見交換を実施する。

3 機構事業の周知と担い手団体との連携強化

- 関係農業者に対して農地中間管理事業の活用メリットを、引き続きホームページ等を活用して解りやすく情報提供するとともに、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業の契約更新時期を迎えるため、農地の出し手に対して現在の農業情勢や耕作者の状況を情報提供する手法を検討し、円滑な契約に結びつける。
- 農業の担い手団体との連携・協力の関係を構築しながら、地域計画の策定への理解を進め、より集約されて効率的な農業地域作りを推進する。

4 円滑な業務推進

- 契約更新や機構関連ほ場整備事業の取組増加等によって新規契約が増加していくことから、業務体制のあり方や業務委託の今後の方向性について早い段階で県と協議して、次年度以降の対応方向を決定する。
- 法改正に伴う農地売買等の特例事業や契約者の相続などの対応増加が想定されることから、登記等事務のオンライン申請や専門家の活用等業務の効率化について検討を進める。

① 農地中間管理事業

区 分		令和5年度計画			令和4年度計画		
		件数	面積(ha)	金額(千円)	件数	面積(ha)	金額(千円)
賃貸借	借入	7,500	6,000	840,000	7,500	6,000	840,000
	貸付	4,000	6,000	840,000	4,000	6,000	840,000

② 農地売買等事業

区 分		令和5年度計画			令和4年度計画		
		件数	面積(ha)	金額(千円)	件数	面積(ha)	金額(千円)
売 買	買入	70	15	24,000	79	50	160,000
	売渡	30	15	24,000	32	50	160,000